

Title	一九一四年の七月危機末期における独奥関係(I)
Sub Title	Die deutsch-osterreichische Beziehung Ende Julikrise 1914
Author	米田, 治(Yoneda, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1969
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.2 (1969. 11) ,p.1(135)- 27(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19691100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九一四年の七月危機末期における独墺関係(I)

米田治

一、序 論

第一次大戦におけるドイツの戦争目的についてのF・フィッシャーの研究は、一九六一年に出版されるとともにセンセーションを惹き起した。それはドイツ国内だけにとどまらず、専門の歴史家に限定されることなく、広範囲に亙る深刻な論争を生み出した。この理由を一言で言うなら、フィッシャーの研究がナチスの破局後に目覚め始めたドイツ国民の歴史意識の核心とも言うべきものに触れ且つそれに点火したからに外ならない。

このフィッシャー論争が始まつてから既に八年余を経過した。その間に論争それ自体もかなり変化した。ここでその経緯について詳論するいとまはない。ただ顕著なことは論争の初期において反フィッシャーの論陣を張っていた所謂正統派の歴史家の連合戦線は一九六四年頃より微妙に変化し始め、フィッシャー批判の論文の多くがその論点を集中して来た一九一四年の七月危機に関しては、ガイスの述べるところによればこの連合戦線は主要な三つのグループに分裂して行つた。即ち「第一のグループはH・ロートフェルスを中心とするもので、フィッシャーの批判にも拘らず伝統的な立場を固守し改訂すべきものは何もないと主張する。第二のグループはG・リッター、M・フロイントを指導者とし、『一九一四

年の七月危機に関する従来のドイツ側の文献をあまりにも弁護的すぎる』と批判し(リッター)、又は『伝統的な立場を無邪気な嘘偽(Unschuldslüge)として否定』さえしつゝ(フロイント)、それでも従来の主張の大部分を継承し、維持している。第三のグループはE・ツエヒリンやK・D・エルトマンによつて代表されるもので、少くとも古い立場を部分的に放棄している、たとえその放棄が極めて慎重であるにせよ。このグループは一九一四年七月において意図的な戦争という危険をドイツが冒したということをイギリスに対してさえもそうであつたことを承認する。勿論この承認は核心的な問題を曖昧にするだけのものではない多くの説明を附加することによつて妨げられているが⁽³⁾。しかし何れにせよ第三のグループはフィッシャーの立場に従来よりは一段と接近して居り、両者の差違は今では少からず解釈の微妙な差に帰せられるとガイスは言う⁽⁴⁾。

それではガイスによつて第二のグループに入れられている、フィッシャーの最大の論敵リッターは如何か。リッターも七月危機におけるドイツの政策を決して正しいとは言っていない、即ち「ロシアとフランスの戦争準備を過少評価し、イギリスの政策の平和への意向を過大評価した」⁽⁵⁾と。又「急速な行動を要求したのはウィーンの軍人ではなく、ベルリンの政治上の主脳部であつた。……彼ら(宰相ベートマン・ホルヴェークや外相ヤーゴ)は焦燥しつつ南スラヴ問題の力づくの解決のための強力な行動を期待した」⁽⁶⁾と。それ故オーストリア政府の対セルビア政策に関しては、ドイツ政府の主張が対セルビア強硬政策の早急な実施であつたという点では又七月危機におけるドイツの政策が誤謬であつたという点では一そしてこれらの点はフィッシャー論争での最重要な論点であるがリッターもフィッシャーも大略同じであると言つてよいのであつて、それ故両者の差違は第三のグループとフィッシャーの差違と同様「解釈の微妙なニューアンスに帰せられる」こと大なのである。

この解釈の微妙なニューアンスとはリッターにとつては、「彼ら(ベートマン及びヤーゴ)は……強力な行動を期待

した、彼らは大きな危険を感知していた。しかしロシアはそれでも結局は若干騒ぎ立てるにしても、それ以上に行動することはないのであらう、戦争は局地化されるであらうと希望的に考えていた、世界が一九〇八年（オーストリアのボスニア・ヘルツェゴヴィナの併合）の如く既成事実の前に立たされるならば⁷⁾であり、又「ヤーゴーの見解によれば断乎たる態度をオーストリアが示せば示す程、ドイツがそれを強力に支持すればする程ロシアは動かないであらう、……ロシアは現在では戦争の準備はできていない。しかし数年もすれば戦争準備において圧倒的優位を占めるであらう。そのようになつても戦争は不可避であらう。……我々が現在最後の且つ唯一の信賴するに足る同盟国の行動を止めようとすることは許されない。もし我々がそうするならば、オーストリアの政治的蘇生の最後の可能性を我々が拒んだとして正当にも我々は非難されるであらう。我々はドイツのこの行為を決して熱狂的な戦争への欲求と呼び得ない、又それを確固たる見通しをもつた戦争行為ともよび得ず、むしろ明白に絶えず近づき来る危険に直面した暗鬱なる運命主義と、同時に最後の努力を揮つてこの危険に直面しようとの決断とよび得よう⁸⁾」であり、又「参謀総長モルトケはこの時機におけるロシアの介入をあり得ないと看做していた……かような彼の戦争についての純理論的な考察からロシアと出来るだけ早期に清算を試みようとの欲求を読み取ることは彼の言葉の意味を不当に拡大することにならう。オーストリアをバルカンにおいて何らかの冒険主義的行動へと教唆することが彼に如何に縁遠いものであつたかは……第一次バルカン戦争の際にも示されている⁹⁾」
というものであつたに反して、フィッシャーにとつてはこの微妙なニュアンスとは、「七月危機はそれだけを切離して考察することは許されない。それは一九世紀の九十年代の中葉以来のドイツの世界政策と一九一四年八月以後のドイツの戦争目的政策との間の連鎖として考察されはじめて正しく把握されるものなのであり、¹⁰⁾」そして「カイザー、指導的な軍人達、外務省が七月危機においてオーストリアに対セルビア軍事行動を即刻なすよう強要し (drängen) たこと、極めて強硬な対セルビア最後通牒に彼らが賛成したこと、その最後通牒がオーストラリアとセルビア間の戦争を導くことは確

実であつたこと、そしてその場合ロシア及びフランスに対する全ヨーロッパ的規模の戦争の危険を意識していたこと、以上のことは公文書において確認されているのである。しかし決定的なことはベートマン・ホルヴェークが一九一四年七月五日、六日にかような危険を冒す決断を下したことであつた。ここにおいて宿命的悲劇とか摂理的運命ではなくて、意識的な政治的決断が問題であることは……明らかなのである⁽¹¹⁾、⁽¹²⁾、というものであつた。これを要するに七月危機におけるドイツの政策はそれが第一次大戦の勃発に導いたとの意味において誤謬であつたことを両者とも承認するが、フィッシャーにとつてはこの誤謬へと導いて行つた行為は七月危機以前のドイツの世界政策及び戦争中の戦争目的政策と結びついているものであり、これら三者は首尾一貫した体系をなし、それ故七月危機におけるドイツの政策は意図的意識的になされたものであり、それ故対オーストリア関係について言えばドイツはオーストリアに圧力をかけ戦争へと駆り立てたのであり、それに反してリッターによればドイツの政策は意図的な好戦的政策ではなくて止むに止まれぬ国民の生存維持のための自己防衛であり、対オーストリア関係に即して言えば圧力ではなくて緊急の勧告なのであつた。

筆者は先にフィッシャー論争における論争点の一つを七月危機に求め、その論争点を具体的事実によつて検証を行つたが、それは以上の如きフィッシャーとリッター両者の主張の差違をめぐつて七月危機の初期即ち七月五、六日におけるベルリンでの独壇会談を考察したものであつた。そしてその考察より得られた結論は七月五、六日での独壇関係は圧力であるとのことであつた。この結論が七月危機全期間に亘つて適用され得んがためには、同様の観点に立つて七月危機末期についての考察がなされなければならない。そこで本稿ではイギリスの仲介工作をめぐつての七月二十六、七日における独壇関係を取上げ、フィッシャー論争にささやかながら事実の光を当てたいと思う。

二、予備的考察

(一)

本題に入る前に先づ七月危機におけるこの時までのドイツの外交政策の基本原則は何であつたかが問われなければならぬ、それは「紛争の局地化 (Lokalisierung des Konflikt)」政策であり、それが公式に政策としてはじめて打出されたのは宰相ベートマンがペテルスブルグ、パリ、ロンドン駐在の各ドイツ大使に宛てた指令として廻状された―七月二十一日にペテルスブルグに、二十二日にはそこからパリとロンドンへと廻された―電報⁽¹⁴⁾においてであつた。その内容は大体次の通りである、「国境の向う側での、オーストリアの独立と安全を脅かしているかような運動(大セルビア主義運動のこと―筆者註)に直面して何ら行動することなく傍観するままでいることは、もはやオーストリアの威信及びその自己生存の維持と両立しないことは明らかである。……しかし世論及びセルビア政府の取つた態度は、セルビア政府がオーストリアの要求を拒否するかもしれないとの懸念を排除し得ない。……大国としての自らの地位を決定的に放棄するを欲しないなら、強力な圧力によつて必要とあらば軍事的手段の行使によつてセルビア政府に対する要求を完徹する以外にオーストリアには取るべき手段は残されていない。私は貴下に、上述した意味において露国外相サゾノフに語られんことをその際特に、現下の問題が全くオーストリア・セルビア間で解決されるべき事件であり、列強の真面目な解決への努力も直接の両当事国に限定されねばならぬことを強調するよう懇請する。我々は緊急に紛争の局地化を欲する。何故なら様々な同盟義務による他列強の介入は見通し難き結果を生み出すであらう。」

この局地化政策の意味するところはアルベルティニによれば次の通りである。(1)当事国(オーストリアとセルビア)以外の如何なる国もオーストリアの対セルビア最後通牒に発言権を持たぬ。(2)セルビアがオーストリアの要求を充たさな

い場合オーストリアのセルビアへの武力攻撃がなされるであらうが、その場合でも当事国以外はこの戦争に介入できない。(3)この当事国のみの戦争の場合、大国オーストリアと小国セルビアとの戦争の勝敗は自明であり、この局地化政策の真の狙いは、バルカンのスラヴ民族の盟主であり且つ海峡地域への進出を目指すロシア及び協商国側の諸列強の介入阻止による独塊側のバルカンでの支配権の確立であつた。⁽¹⁵⁾だが当事国以外の不介入を言う局地化政策の名のもとでオーストリアの最後通牒手交以後もドイツ政府はオーストリア政府と祕かに密接な外交的關係を維持し続けたことは、七月五 六日での無条件支持約束とそれ以後の最後通牒要求案の作成過程における独塊關係がドイツ政府の積極的な介入によつて推進されて来たのと同様であつたこと⁽¹⁶⁾に思いを到すなら、局地化政策の実態は独塊關係に即して言えばドイツのオーストリアへの不介入ではなくして介入政策であり、その意味においては局地化から逸脱していたと言えよう。

この局地化政策は前述のベートマンの電報によつてはじめ公式に明らかにされたのであるが、それ以前において既に半ば公式に又は私的に表明されているのであつて、例えば北ドイツ一般新聞 (Norddeutsche Allgemeine Zeitung) 紙⁽¹⁷⁾上の七月十九日の論説—これは外相ヤーゴーが執筆したものであることは現在では判明して居り、この当時もそのように看做されていた⁽¹⁸⁾—がそれであり、七月十八日附のヤーゴーより駐英ドイツ大使リヒノウスキー宛ての私信も、ドイツの外交政策の基礎を局地化政策におき、この政策の成功するか否かはイギリスの態度及びロシアの態度が極めて重要であると説き、ロシアを介入させないためにはオーストリアが毅然たる態度を示し、ドイツが強力にそれを支持することが必要である、又イギリスの中立維持との関連において局地化政策を言うならイギリス外相グレイの語る平和維持の基礎としてのヨーロッパの勢力均衡は、オーストリアがドイツから離れ、その結果オーストリアがロシアによつて破滅させられるなら崩壊するに相違ない故、局地化政策こそ勢力均衡政策に合致するものであり、イギリスの中立を確保し得る所以であると語つて⁽¹⁹⁾いる。そしてドイツ政府の局地化への意図はもつと早期に七月十二日附ヤーゴーよりリヒノウスキー宛ての文書に⁽²⁰⁾

おいても読み取り得る。この文書は七月七日に起草されたことが今日では明らかにされて居り、⁽²¹⁾それ故、ドイツはオーストリアに無条件支持約束をあたえた時点においてドイツ政府が局地化の意図を有していたことが、七月五 六日の無条件支持と局地化の意図との結びつきが理解されるのである。

以上から紛争の局地化政策は七月危機を通して一貫しているドイツの外交政策であつたとともに、それがロシアをはじめとする協商国側の諸列強の介入阻止を指すものであり、更に七月五 六日の無条件支持約束より始まるドイツの対オーストリア介入政策と不可分離的關係にあつたと、否、局地化政策と対オーストリア介入政策とは表裏一体をなしていたと言ひ得られる。そしてこの政策がオーストリアの最後通牒手交直前からドイツの公式の外交政策となつたということ、手交以前においては列強のオーストリア・セルビア紛争への介入を殆んど考慮する必要がなかつたが故にドイツの公式の外交的立場として明示されなかつたことを意味するにすぎなかつたのである。

(二)

局地化政策が成功するのに必要な不可欠の前提の一つに英露の動向があつた。即ちイギリスの中立維持とロシアのオーストリア・セルビア紛争への不介入がそれである。しかるに英露の態度がオーストリアの最後通牒の手交とそれに対するセルビアの回答以後の状況において大きく変化して来る。オーストリア・セルビア間の外交關係の断絶とセルビアの動員が英露に衝撃をあたえ、この局面に対応する措置をこの両国は打出すようになる。ロシア政府の次の如き強硬な声明、「ロシア政府は目下生起しつつある事件及びオーストリアの対セルビア最後通牒の送附に深く憂慮している。ロシア政府はオーストリア・セルビア紛争の成行きを注視しているが、この紛争にロシア政府は無関心たり得ない⁽²²⁾」「外相が効果ありと看做するなら何時でも実施し得る動員令を起草し、且つ一〇万人を動員することを本朝ツァーは裁可した。動員に必要な準備的措施は直ちに始められるであらう⁽²³⁾」を出す一方、イギリスも新局面に危機を感じて数度に亙る仲介工作に乗り出

すのである。かような英露の態度の変化はドイツの局地化政策に重大な打撃をあたえるものである、何故なら英露の新しい態度は当事国にのみ限定されるべきオーストリア・セルビア紛争に当事国以外の英露両国の介入を意味するからである。両国の介入は局地化政策の不可欠の前提を掘り崩すとの意味において局地化政策の破綻へとつながる。それ故新局面に対応するドイツの行動は従来局地化政策の仮面の下で隠蔽されていたドイツ政府の意図を今までよりも明瞭に露呈する。洞察力に富むイギリスの外交官クローは (F. Crowe) 既に七月二十一日に、イギリスの立場においてであつたがそれを看破している。⁽²⁴⁾

ドイツ政府の真の意図―それは正にフィッシャーとリッターの論争の焦点であつた―は局地化政策が破綻に瀕するとともにより明瞭に露呈する。それ故イギリスの仲介工作をめぐる独塊關係に光を当てることはドイツ政府の真の意図の確定に、即ちフィッシャーとリッターの論争の事実による確証に貢献するであらう。それこそ我々の目指すものであつた。

(三)

イギリスの仲介工作はオーストリアの最後通牒の手交をはさんでその後五回に亙る。第一回の仲介提案は七月二十二日附の駐英ドイツ大使リヒノウスキーより独外相ヤーゴ宛ての電報⁽²⁵⁾によつてなされたもので、その内容はイギリスはロシアを通じてセルビアにオーストリアの最後通牒を受諾するよう働きかけるから、ドイツも同様の意向で以つてオーストリアに働きかけてほしいというものであり、第二回は七月二十四日になされた英外相グレイの警告と提案⁽²⁶⁾で、最後通牒の内容の挑戦的な調子と四十八時間という回答期限の短かさを憂慮し、露仏対独塊のヨーロッパ戦争の危険を警告しつつ、同時に露塊間に緊張が生じた場合に直ちに英仏独伊による四ヶ国会議を開き得るようこれら三ヶ国に提案したものである。七月二十五日の第三回仲介提案⁽²⁷⁾はオーストリアがセルビアの回答を好意的に取上げるようドイツ政府がウィーン政府に働きかけてほしいとのドイツ政府に対する依頼であり、第四回の提案⁽²⁸⁾はオーストリア・セルビア紛争に直接關係を持た

ぬ英仏独伊の四ヶ国大使會議の提案で、セルビアの讓歩をオーストリアのセルビアへの圧力によつてではなく四ヶ国大使會議によつて行わせること―但し決定に到るまではあらゆる軍事行動、特にオーストリアによるセルビア國境の侵犯を行わないことを条件として―をその骨子とするものであつた。第五回提案は七月二十七日におけるグレイのドイツに対する緊急アピールで、⁽²⁹⁾その趣旨はオーストリアがセルビアの回答を満足すべきものとして承認するか、今後の交渉の基礎と看做すようベルリン政府がウィーン政府に働きかけてほしい。そうすればイギリスはロシアが穏和な態度を取るよう働きかけるであらうというものであつた。

このイギリスの仲介提案と中心として展開する独墮關係は七月二十八日のオーストリアの對セルビア宣戰布告となつて結末を告げる。何故ならこの宣戰布告は、アルベルティーニーによれば、「ヨーロッパ戦争へと導いた総動員競争の火蓋を切つた最初の宣戰布告」⁽³⁰⁾であり、彼の主張に反對するリッターもモルトケの表現を用いてこれを「中欧諸國に更に広範に互る総動員の連鎖」⁽³¹⁾の発端と看做し、それ故その宣戰布告の効果は革命的⁽³²⁾であり、七月危機において一時機を劃する決定的事件の一つであつたと言ふべきであるが、この事件がドイツのオーストリアに對する示唆によるところ大であることは多くの論者の指摘するところであり、少くともイギリスの仲介行為をめぐつて展開する獨墮關係の背景にこの劃期的事件が存していたことは否定し得ぬ事實であつた。この宣戰布告の出されたのが七月二十八日一時であつたに反して、イギリス仲介提案の最後のものが駐墮ドイツ大使チルシュキによりウィーン政府に傳達されたのが同日一三時であつたという両者の意外な程の時間的隔りのなさが単なる偶然の一致以上のものであることは、相互に論敵であるフィッシャーもリッターも承認して居り、この宣戰布告が列強の介入に先手を取り、その仲介に終止府を打つて世界を既成事實の前に立たせるものであつたことを確言している。⁽³³⁾それ故イギリスの仲介工作とオーストリアの宣戰布告とは密接に関連している。フィッシャー論争は七月危機においては獨墮關係が圧力であるか緊急の勸告であるかの問題をめぐつてなされた論争

であつたことを先に私は指摘したが、この問題をこの時期の独逸關係に適用すれば、それはドイツ政府がイギリスに対してその仲介に協力し危機回避のために努力するとの外観を装いつつ、他方オーストリアに対しては対セルビア宣戦布告へと圧力をかけていた―これはフィッシャーの主張であるが―か否かという所謂ドイツ政府のダブルゲームの問題となる。この問題についてリッターは仲介工作に対するドイツの態度は誤算であつたかもしれないが、その誤算に対する批判もフィッシャーの如く極端に誇張さるべきではなく、又オーストリアの宣戦布告も、ベルリンからの勧告はあつたが現実にはドイツの圧力を必要としなかつたと言う。何れにせよイギリスの仲介提案をめぐる独逸關係には、直接的に對セルビア宣戦布告へとつながつて行く事實關連の連鎖とイギリスの仲介提案を媒介としてつながっている事實關連の連鎖が存在し、この二筋の事實關連の連鎖が微妙にからみ合っているのである。それ故本稿における考察はこの二筋の關連が如何に微妙にからみ合っているかに向けられる。その場合五回に亙るイギリスの仲介提案の最後のものである七月二十七日の仲介をめぐる独逸關係が特に問題にされる。何故なら七月二十七日のそれが對セルビア宣戦布告をめぐる独逸關係に時間的にも密接な關連を有しているからである。

三、本 論

(一)

第一の課題は七月二十七日のイギリスの仲介提案をめぐる独逸關係を考察することによつてオーストリアの對セルビア宣戦布告直前のドイツ政府の行動と意図を究明することである。

七月二十七日のイギリスの仲介提案は同日午前中の英外相グレイと駐英ドイツ大使リヒノウスキーとの会談においてなされた。この提案はリヒノウスキーによつてドイツ政府に伝えられて第一課題の独逸關係は展開する。この提案を受取る

直前の即ち二十七日午前から午後にかけてのドイツ政府のこの問題に対する態度を先づ概観しておく。これについて我々はかなり豊富な文書を有している。(1)同日一一時三〇分発のベートマンより駐仏ドイツ大使シェーン宛の電報は次の如く語っている、「オーストリアとセルビア間の紛争は全くこれら両国の問題であることを固執せねばならぬ。それ故我々はこの両国間の紛争を仲介し得ない。⁽³⁹⁾」と。(2)同日一一時二〇分発のベートマンよりカイザー宛の電報も同様の趣旨である。(3)同日一二時に発せられたベートマンよりリヒノウスキー宛の電報の語るところは次の通りである、「ロンドンにおいて四ヶ国大使会議を開こうとのグレイ卿の提案に関して……かような会議に我々は参加できない。……グレイ卿は……オーストリア・セルビア紛争とオーストリア・ロシア紛争とを明確に区別して居り、前者の紛争にはそれ程懸念していない、それは我々も同様である。我々の仲介行為は万一にも生ずるかもしれない墮露紛争に局限せねばならぬ。……それ故局地化の必要性和その可能性を貴地において代弁してくれることを貴下に切に願ひする。⁽⁴⁰⁾」この電報はドイツ政府が局地化政策を取っていること及びイギリス政府も同様の態度をとっているとドイツ政府が看做していることを物語っているが、墮露紛争に関しては七月二十四日の第二回の仲介提案―墮露紛争の場合の英仏独伊の四ヶ国会議案であるが―においてはイギリスは局地化の立場をとつていたと言ひ得る。それ故に第二回のイギリス提案にドイツ政府は受諾の意向を表明したのであるが、第四回の英提案―四ヶ国大使会議案―はオーストリア・セルビア紛争そのものを取扱つて居り、更に「この会議がオーストリアに十分な満足を棄てさせること、オーストリアの威嚇によるより四ヶ国の結集された意志によつてセルビアを譲歩させようと欲していること……更に四ヶ国会議が終るまで……あらゆる軍事行動が停止されることがこの会議成功の不可欠の前提である。⁽⁴²⁾」と述べていることから、この提案におけるイギリス政府の態度はもはや局地化政策の主張ではなく、反つてそれを否定し、オーストリア・セルビア紛争にイギリスを含む四ヶ国の介入を主張しているのである。それ故イギリスが局地化政策をとつていると述べている前記のベートマンの文書は明白な証拠にも拘らず、

イギリス政府の中立についての幻影を抱いていると言ふべきである。(4)二十七日午後ドイツ外相ヤーゴと英提案の四ヶ国大使会議案をめぐつて会談した駐独フランス大使ジュール・カンボンの本国政府への報告⁽⁴³⁾によれば、英国提案の拒否即ち局地化政策の固執はヨーロッパ戦争へ導くとのカンボンの指摘に対して、ヤーゴはあくまでも英提案を拒否しつつもドイツの戦争への意志を否定し、ロシアのオーストリア攻撃の際にはドイツは直ちにロシアを攻撃するであらうと答えている。

以上から第五回のイギリス提案を受取る直前のドイツ政府の態度は、従来と同じく局地化政策の維持、イギリスの中立保持についての希望的観測、ロシアに対する断固たる強い意志であつたと言ひ得る。これはドイツ政府の態度には何ら変化がなかつたことを意味する。

では次に第五回のイギリスの仲介提案をめぐる独墮関係へと考察を進めよう。この仲介提案の内容はリヒノウスキーの電報によればその大略は次の通りである、「グレイ卿はたつた今、私(リヒノウスキーのこと―筆者註)に次のことを閣下(ヤーゴのこと―筆者註)に伝えるよう依頼した。セルビア大使は今しがたグレイにオーストリアの最後通牒に対するセルビアの回答を手渡したが、その回答からセルビアがオーストリアの要求にグレイが不可能と看做した程度にまで折れ合つたことが理解できる。オーストリアがこの回答に満足しないなら、この回答が平和的交渉の基礎と看做されないか、又は完全に無防備なベルグラード占領へとオーストリアが行動するならば、オーストリアはセルビアを抑圧せんがため口の實のみを求めていることは全く明らかとならう。……ロシアが傍観できないこと、それを直接的な挑戦と看做すとは明らかであらう。そこからヨーロッパが今まで経験したこともない恐るべき戦争が生ずるであらう。……さてグレイはドイツ政府に次のことを懇請している、即ちウィーン政府がベルグラードよりの回答を満足すべきものと看做すか又は交渉のための基礎と看做すよう、ウィーン政府でのドイツ政府の影響力を行使せんことを。事態解決の鍵はドイツ政府の

手中にあるとグレイは確信している。そしてもしベルリン政府が真剣に平和を欲し、我々双方（英独両国のこと―筆者註）での我々の同盟国（露墺両国のこと―筆者註）への影響力の行使を通じて平和が確保されるなら、それを彼は未来への喜ばしき吉兆と看做すであらう……」⁽⁴⁴⁾

この文書は、紛争の局地化はロシアが参戦するヨーロッパ戦争を惹起するおそれがあるとの論理にて組立てられており、明白に紛争の局地化政策の破産したことをイギリス政府は述べている。そしてこの電報に引続いて同じ日にドイツ政府に宛てたりヒノウスキーの二通の電報⁽⁴⁵⁾は明確且つ強硬に局地化政策の挫折と、この仲介提案拒否の場合のイギリスの中立維持の不可能性を訴えている。

このイギリスの提案に対してドイツ政府は如何なる措置を取つたであらうか。イギリスへの措置が英提案へのドイツの回答としての、ベートマンよりリヒノウスキー宛ての、七月二十七日二三時五〇分発信の電報⁽⁴⁶⁾であり、この電報は次の如く述べている、「グレイ卿によつて欲せられた意味において我々はウィーンへの仲介行為を即刻開始した。イギリスのこの示唆の外に我々は更にウィーン政府との直接の話し合いを欲している露外相サゾノフの希望をもベルヒトールトに提示した」。この電報は明らかにドイツ政府がグレイ提案を受諾したことを語り、且つ露露直接交渉の仲介にも積極的な態度を示すことによつてグレイ提案受諾の印象を一そう強めている。それ故この電報を受け取つたりヒノウスキーがイギリス政府にドイツ政府の回答を伝達するに当つて、「英独の協力により再びヨーロッパの平和を救出することが可能となつた」ということを希望し始めて⁽⁴⁷⁾いる」と述べているのも当然と言えよう。そのことは取りも直さずドイツの回答がヨーロッパ戦争を救出し、平和を維持するために従来の局地化政策を放棄したこと、即ちドイツの政策の重大な転換を意味するものであつた。

オーストリアに対しては如何であつたか。それは前述の対英回答の電報と同時刻に発せられた、ベートマンより駐墺ド

イツ大使チルシュキ宛の電報である。これはグレイ提案を知らせて来たリヒノウスキー電報⁽⁴⁸⁾をそのまま打電してあるが、末尾の文章が削除され、その代りにドイツ政府の意向を注釈した次の如き大意の文章が挿入されている、即ち「(1)イギリス提案を拒否すればドイツは大戦勃発に責任ありと非難される。(2)ドイツ国内での政府の態度も戦争を強制したものとして不利となる、(3)ロシアを抑制するのに英仏が引続いて影響力を及ぼしているとの三点をあげ、ドイツ政府は仲介者の役割を拒否できない」というものであつた。ドイツ政府によつて附け加えられた文章はドイツの仲介の意志が極めて消極的で余儀なくされたものであることを物語っているし、更に削除された文章が特に具体的にオーストリア政府の名をあげてその無鉄砲で愚かな政策……と語っているものであることから、ドイツがオーストリアを抑制しようとの意志の弱さを示している。そして何よりもそこには従来の局地化政策の否定がない。それ故同時に発せられたこの二つの電報によつて示されたドイツ政府の仲介者としての行動は矛盾と疑惑に充ちたものと言わざるを得ない。

リッターはフィッシャーに対する反論において特に七月二十七日のイギリス提案をめぐる問題に触れ、「ベートマンはグレイについてのリヒノウスキーの見解を報告している二通の文書⁽⁴⁹⁾の第一のものをウィーンに送り、フィッシャーによればこの送附は遅すぎたのであるが、それは到着後やつと七時間経過しているのにすぎないのである」、……更にベルヒトールトに英国の仲介提案を簡単に却けないよう極めて真剣な警告を附して知らせたのである。……しかしフィッシャーは個人的態度を含んでいるにすぎない二通のリヒノウスキー電報⁽⁵⁰⁾はそれ以上ウィーンに送られなかつたと異論を立てている。……又ウィーンへ廻される前にロンドンからの電報が二、三時間ベルリンで協議された場合の意図的躊躇について、ベルリン政府にのみ向けられたロンドンからの電報の文章が廻状される際に省略された場合の真理の抑圧、否真理の偽造について絶えず語ることによつて、ドイツ政府の誤算に対する批判が何故かくも高められねばならぬのか⁽⁵¹⁾と述べている。リッターによればドイツ政府の行動は誤算であつて意図的なものはなかつたとして、(1)英国の仲介提案を内容とするリヒ

ノウスキー電報がベルリンにて受信されてからウィーンに廻されるまでの七時間余（二十七日一六時三七分より二三時五〇分まで）の時間的長さも、(2)三通のリヒノウスキーの電報のうち後からの他二通がウィーンへ廻されなかつた点も、意図的なものをそこから取出すのは誇張であるトリッターは言う。

しかし(2)の点はともかく(1)の七時間余という時間については、七月二十四日の第二回のイギリス仲介提案をめぐるドイツ政府の動きにも同様のことが指摘されるのである。この仲介提案がドイツ政府に伝えられ、政府がこれを入手したのは七月二十五日一時一六分⁽⁵³⁾、この仲介提案を盛つた電報がウィーンに向けて発せられたのが二十五日一六時⁽⁵⁴⁾、その間約十五時間ドイツ外相の手もとにおいて置かれたことになる。そしてこの提案がウィーンに対する最後通牒回答期限延長要請の提案であり、最後通牒の回答期限が二十五日一八時であつたことを考えるならば、この遅滞した十五時間という異常な長さの故にドイツ政府の行動とその意図に疑惑を禁じ得ない。しかもそのウィーンへ送られた電文は次の通りである、「リヒノウスキーは次の如く打電して来た。……（リヒノウスキーの電報の全文が以下につづき、その末尾に）……」

私はロンドン政府に次の如く答えた、私はグレイ卿の提案をウィーンへ知らせるであらう。しかし最後通牒の期限は本日で切れるし、ベルヒートルト伯はウィーンを離れている故、回答期限の延長が可能であるとは信じない。十五時間余りも仲介提案を手もとに置きながらしかもそれをウィーンへ送る際に何ら受諾要請を電文に織り込まず、それどころか期限延長の不可能性について述べているのである。更に深い嫌疑をドイツ政府のこの行動に対して禁じ得ないのは独外相ヤーゴーはリヒノウスキー宛の一三時発の返電において、「私はグレイ卿の電報をウィーンに送つた」とあるが、実際に送られたのは二時間後であつたこと、更に駐独イギリス大使ルムボルトの本国政府への報告⁽⁵⁶⁾によれば、「独外相ヤーゴーは私に次の如く語つた、リヒノウスキーからの一時に到着した電報を受取ると即刻ウィーン駐在ドイツ大使に指令して期限延長に関するグレイ卿の示唆をオーストリア廻させた。……」とあるがこれも事実⁽⁵⁷⁾に反している。この場合ドイツ外務

省に留めておかれた十五時間という長さの意味するところは、ウィーンへの廻送の意図的遅延による仲介提案の事実上の挫折にあつたことは大略明瞭に断定できる。

二十七日の仲介提案をめぐる前述の七時間余の躊躇も以上の如き過去の事例との文脈において理解されねばならないのであつて、この七時間という時間にフィッシャーの如くドイツ政府の行動と意図に不信を念を抱く方がむしろ当然なのである。そしてこの不信の念、この疑惑こそ二十七日のイギリスの仲介提案に対してドイツ政府が同時刻に発した対英電報と対墺電報の電文の論理の矛盾に対する疑惑であつた。このような疑惑は既に二十七日以前の段階においてイギリス外務省の要路者において抱かれていた。七月二十五日夜に発せられた第三回のイギリス仲介提案に対するドイツ政府の回答を本国政府に報告した駐独イギリス大使ルムボルトの電文に附したクロウ(E. A. Crowe、グレイの特別輔佐官)の註は、⁽⁵⁷⁾「ドイツ政府の側に非常な悪意が感ぜられる。ドイツ政府が我々の側に加つてウィーンに伝達してほしいとの我々の提案を取扱うに当つてのこの奇妙なやり方について、グレイ卿は恐らくリヒノウスキーに一言注意を促すであらう」と語り、外務次官ニコルソンは同じ箇所に、「これはヤーゴーが同様の態度を取つた第二回目のものである」と記している。⁽⁵⁸⁾ニコルソンの言うヤーゴーの態度の第一回のもとは七月二十四日のイギリスの仲介提案を取扱うに当つてのヤーゴーの態度を、特にルムボルトがグレイに報告したそれを指しているものであり、それ故今問題として⁽⁵⁹⁾いる二十七日のドイツ政府の七時間の躊躇において示されている矛盾した行動が、リッターの言う如き誤算以上のものを、フィッシャーの言う意図的なものを含んでいるとの推測はかなり根拠を有していると言つてよい。

ドイツ政府をして七月二十七日に七時間の躊躇をなさしめたドイツ政府の意図を更に追求して行こう。その場合看過し得ない文書に遭遇する。それは二十七日の仲介提案をめぐるドイツ政府の意図を端的に示されているとされ、又一部のドイツの歴史家によつてその信憑性に重大な疑問が提起されて来たものであるが、それは駐独オーストリア大使セジエニ⁽⁶⁰⁾

(Szojény)よりベルヒートルト宛七月二十七日二時一五分発の有名な電報⁽⁶¹⁾である。大略の全文は次の通りである。

「外相ヤーゴは私(セジェニ)に断固とした調子で且つ内密に次の如く語つた、近いうちに恐らくはイギリスの提案がドイツ政府の手を経て閣下(ベルヒートルト)に送られるであらう。ドイツ政府は同盟国たる貴国に次のことを保証する、即ちドイツはこの提案と同一の見解を有していないのみならずかような顧慮に断固として反対するものであることを、ただイギリスの懇請を配慮せんがために貴国に送附することを保証する。その場合ドイツ政府は目下のところイギリス政府に仏露と共同行為を取らせないことが重要であるとの観点から出発しているのである。それ故今まで良好に保たれている英独間の関係、連絡が断たれることは全力をつくして避けられねばならぬ。……ドイツ政府はその外にウィーンへのあらゆる個々のイギリスの要望に際しても……かような仲介提案を支持しないことを、ただイギリスの要望に応ぜんためのみかような仲介提案を送附することを出来るだけ明確にオーストリア⁽⁶²⁾に言明するであらう。既に昨日イギリス政府は駐英ドイツ大使を通じてヤーゴに最後通牒の緩和について英国政府の要望を支持させようと接近を行つている。彼ヤーゴはそれに対して次の如く答えた、自分は英国の要望をウィーンに伝達してほしいとのグレイの要請を果す積りでいる、しかし自分自身はこれを支持し得ない……と。それ故ヤーゴはチルシュキにグレイ卿の覚書を渡したが、この覚書を閣下(ベルヒートルト)に手渡すよう委託しなかつた。その場合ヤーゴが英国政府に知らせ得ることは英国の要望を直接拒否することではなく、ウィーンへ伝達したということであらう。……」

この文書の信憑性に関して今まで様々のことが言われて来た⁽⁶³⁾。しかしここではこの点については深入りを避けたい。故ならこの文書はそれでも彼の他の文書と同様七月危機におけるドイツ政府の行動の一貫性を示すものとして看做されて来たし、何よりもフィッシャーは勿論リッターもこの文書の信憑性を大略承認しているからである⁽⁶⁴⁾。ただ現在の問題の解明に必要な疑問点にのみ言及するにとどめたい。その前にその内容を検討しよう。この文書程イギリスの仲介提案をめぐ

るドイツ政府の行動の内密の意図を赤裸々に示したものは七月危機の全過程における尨大な量に上る外交文書においても稀有と言えよう。この文書が明らかにしているドイツ政府の意図は次の如く要約される。(1)後刻恐らくは送られるであらうイギリスの仲介提案にドイツ政府は賛成していないことを保証する。(2)しかしこの提案を送るのはイギリスの懇請を次のような理由で考慮に入れねばならぬからである、即ち(3)イギリスがこの時機に仏露と共同行動をとらぬよう配慮せねばならず、(4)更にドイツはイギリスとの関係を良好に維持せねばならぬからである。(5)今後ウィーンに送られる同様のイギリスの提案に対してもドイツ政府は同様の意向であることを保証する。(6)最後通牒の条件緩和に関する昨日のイギリスの要請に対してドイツがとつた態度も同様のものであつた。

必要な疑義の解明に移ると、先づ前記の要約(6)の昨日(七月二十六日)の仲介提案は本電報にて述べられている如きものではなかつたことが指摘されねばならぬ。⁽⁶⁵⁾それ故イギリスの仲介提案に対するドイツ側の今までの意図が要約(1)、(2)、(3)、(4)にて示された如きものであつたと断定できない。だが今後の同様のイギリス提案に対しドイツによつて取られるであらう行動と意図は本電報が示す通りであるかもしれないと言ひ得られる。ただ近いうちに送られるであらうと本電報で述べている英国の仲介提案は何であるかを、少くとも本稿で考察の対象とされている七月二十七日のイギリスの仲介提案が本電報の要約の何れに該当するかにつき言及しておきたい。第一回より第三回までの英国の仲介提案は既に七月二十六日までに全て拒否であれ受諾であれ何らかの形で決着がついていた。それ故このセージェニ電報の主題であるイギリスの仲介提案は第四回か第五回のものかの何れかでなければならぬ。第五回仲介提案がそうなら、それが本要約(1)、(2)、(3)、(4)にて示された如き意図をもつものであることは即座に理解されるし、又第四回仲介提案がそうなら、第五回仲介提案が要約(5)の「今後の同様のイギリスの仲介提案」に該当するものとなり、本論稿の主題である第五回仲介提案をめぐるドイツ政府の意図と行動はこのセージェニ電報が明示しているものであるといふことにならう。⁽⁶⁶⁾

何れにせよ本電報はイギリスの仲介提案特に第五回のそれをめぐるドイツ政府の意図と行動について重大な証拠を提示するものであつた。第五回のイギリス仲介提案に対するドイツ政府のイギリス政府への回答の電報とウィーン政府への働きかけを示す電報との間の前述の矛盾、疑惑をこのセジエニ電報は説明する。それによればドイツ政府はイギリスに対しては仲介提案を受諾するかの如き電報を送りつつもウィーン政府に対してそうせず、ドイツ政府はこれらの両国政府を相手にダブルゲームを演じていた、そしてその真意はイギリス提案を受諾しないということであつた。

英提案を受諾しないということはイギリスへの回答発信後二時間余経過した七月二十八日二時に発せられたベートマンのリヒノウスキー宛ての電報においても示されている。この電報はイギリス提案の第一点即ち「ウィーン政府がセルビアの回答に満足するようドイツ政府が働きかけてほしい」に関しては「これを受諾することは不可能である」と述べ、第二点「セルビアの回答を今後の交渉の基礎にするよう働きかけてほしい」については、「我々がウィーンへの仲介行為をなしたとき我々はイギリスに大巾に歩み寄つてゐるのだ。この歩み寄りの行為をイギリスは正当に評価するであらうことを我々は期待している」と述べている。この文章は第一点についてははつきりと否定し、第二点についてはイギリスの仲介提案をウィーンに伝達すれば事が足りる、ウィーン政府が第二点を考慮するよう積極的に働きかける意志はドイツ政府にはないしその必要もない、そして伝達したとの行為はドイツのイギリスへの大巾な歩み寄りを意味する故、イギリスはドイツの意向を無視して中立を放棄することはないであらうとの希望を表明したと考えられる。これは先に問題としたセジエニ電報に示されたドイツ政府の意向と一表現はやや緩和しているが大略一致するものである。しかも注意すべきことはこの電報において、「グレイ卿が明確に且つ繰返し述べて来たことはオーストリア・セルビア紛争にはイギリスは何ら関係のないが、それに反して墺露紛争においては仲介の用意のあること、そしてその際ドイツ政府の助力を当てにしていることであつた。……今やグレイ卿はこの立場を放棄し、オーストリアがセルビアの回答を十分なものと看做すか少くと

も今後の交渉の基礎と看做すよう我々の仲介行為を要求して来た⁽⁶⁹⁾と述べていることである。この文章はイギリス政府が紛争の局地化政策をこの仲介提案において放棄したことを、ドイツ政府が明確に認めていることを示している。確かに英国政府はその仲介行為の始めにおいてオーストリア・セルビア紛争と奥露紛争とを区別し、紛争の局地化の立場をとつていたことは第二回の仲介提案においても明白に認め得るし、それ故にドイツ政府はこの仲介提案に受諾を表明したのだつた。今や英独の一致点は消滅したことをドイツ政府は承認している。だが英独のこの一致点こそドイツ政府がイギリスの中立を当てにし得た根拠ではなかつたか。紛争の局地化をイギリスが放棄したことは、もはやイギリスの中立維持を期待し得ないことを意味する。そのことをドイツは認めた。それにも拘らずこの電報はイギリスの中立維持への希望が語られている。これは矛盾である。ベートマンがこの論理的矛盾を理解できるだけの知的な能力を有していなかつたとは信じ難い。リッターは前記のセジュニ電報についての解釈⁽⁷⁰⁾において、「留意すべきことはヤーゴ⁽⁷¹⁾はその当時明らかにイギリスの中立を固く信じていたことである」と述べているが、少くともドイツ側の公文書はそれを否定しているのである。

問題はまだ存在する。七月二十七日の英国の仲介提案に対するドイツのイギリスへの回答⁽⁷²⁾においてその仲介提案を受諾しておきながらその約二時間後のリヒノウスキー宛ての電報において仲介提案を拒否したのは何故か。この二つの電報の発信時間の約二時間という時間上の差違は一体何を意味するのか。

この問題を考察するに当つて、そして二十七日のイギリスの仲介提案をめぐるドイツの行動を考察するに当つて最重要な事実は、ドイツ政府が既にオーストリア政府の対セルビア宣戦布告決定を知つていたこと、そしてその宣戦布告が二十八日か遅くとも二十九日に出されることを知つていたことである。このことについてのウィーンよりの電報は、二十七日のグレイの仲介提案を知らせた電報と同時刻の二十七日一六時三七分にベルリン政府に到着している。その電文は次の通りである、「明日、遅くとも明後日公式の宣戦布告を発令することがウィーン政府において決定された、あらゆる介入の

企てからその理由を取除くために⁽⁷²⁾。このあらゆる介入の企てとはイギリスの仲介工作を含む第三国のオーストリア・セルビア紛争への介入の試みを意味する。それ故この事実は最後のイギリスの仲介提案をめぐるドイツ政府の行動がオーストリアの対セルビア宣戦布告の決定を承知の上で行われたことを意味している。それ故ドイツ政府がイギリスの仲介提案に応ずる用意があつたなら、明日又は明後日に迫つた対セルビア宣戦布告を何よりも先づ回避するよう全力を傾注しなければならなかつたであらうし、その時間的余裕もあつたと多くの論者が述べているのは正当である。⁽⁷³⁾この点についてベートマンとともにヤーゴーも全く沈黙しているとの事実はドイツ政府の和平への努力が真摯でなかつたことを雄弁に語っている。前述のセジェニ電報における「ドイツ政府のダブルゲーム」もこの事実との関連においてより明快に理解できるのである。そしてこのダブルゲームにおけるベートマンの意図、計算をアルベルティニは次のように説明する。⁽⁷⁴⁾(1)一応ドイツ政府がグレイ提案を受諾することによつて示されたドイツの平和への意志はグレイを満足させるであらう。(2)それにも拘らずなされたオーストリアの対セルビア宣戦布告という既成事実を前にしてイギリス政府は諦念し且つ上の既成事実を承認するであらう。(3)この宣戦布告の後に生じてくる壞露紛争を鎮めるのにイギリスをして全力をつくさせる。

この推測は大いに可能性がある。これを検討して見よう。この推測が論証されるためには、イギリス仲介提案を受諾したとのドイツ政府の対英回答の二時間後に出示された拒否電報がイギリス政府に知らされた時、少くともオーストリアの対セルビア宣戦布告の発令にイギリス政府が介入するだけの時間的余裕がグレイに残されているべきではない。イギリスが受諾電報によつて示されたドイツの平和への善意を信じている間に對セルビア宣戦布告という既成事実が出来上つていなければならぬ。それ故にこの二時間という時間的ずれの間に宣戦布告が示されていなければならぬ。このことを検討しよう。

約二時間後に出示されたベートマンのリヒウスノキー電報が何時にリヒノウスキーのもとに到着したかは記録からは知り

得ない。しかしドイツ政府よりリヒノウスキー宛の受信発信時間が既知である今までの電報から類推して、リヒノウスキーの入手した時間は二十八日八時頃であらう。それがグレイに知らされるのは早く見積つても二十八日一二時頃であらう。対セルビア宣戦布告は二十八日の一〇時に発せられているから、大まかな計算によつてもイギリスの介入する時間的余裕はなかつたと推定され、又現実介入のあつた証拠はない。しかしドイツ政府が宣戦布告の正確な発令時刻について正確な情報を得ていたかどうかは疑わしく、その情報はせいぜいのところ「二十八日か遅くとも二十九日」という大まかなものでしかなかつた。又二十八日中に出された一として前述の二時間後のリヒノウスキー宛の電報を恐らくは入手してから発信したと思われる一リヒノウスキーよりドイツ政府宛の電報は一通のみで、それもこの仲介提案に何ら触れるところがない。それ故この「二時間後の電報」がイギリス政府に伝達されることを考慮して出されたとすれば、二時間という時間的差ではイギリス政府をして宣戦布告という既成事に立たせるだけの時間的余裕があつたとは言ひ得ないし、この電報にかような時間的余裕という意図があたえられていたとは言ひ得ない。もしそうならアルベルティーニの前述の仮説的説明は崩壊してしまふ。しかしこの電報はイギリス政府に伝達されることが意図されず、専らリヒノウスキーにドイツ政府の意図を知らせ且つ彼に説明するためであつたと考えることも可能である。何故ならこの英国の仲介についてリヒノウスキーはその後の本国政府への電報では何ら触れていないし、イギリス政府の外交上の首脳部に彼が会つてこの電報の内容について語つたということもない。この解釈がより自然であり、そうだとすれば二時間という時間上の差もそれ程の意味をもたなくなる。そしてイギリス政府がその仲介提案がオーストリア政府に伝達された結果としてオーストリアの回答をドイツ政府を通じて受取つたのはやつと七月二十九日⁽⁷⁶⁾であつた。それは駐独イギリス大使ゴッシェンよりグレイへの電報という形でイギリス政府に伝達された。その回答は、「ウィーン政府が貴下⁽⁷⁷⁾(グレイ)の提案によつて行動するには、その提案はあまりにも遅すぎた、事態の進展ぶりがあまりにも急速であるから……」と述べてグレイ提案を拒否した

ことは言うまでもない。この拒否の回答をなしたこの二十九日という日は、ドイツ政府が宣戦布告の日時について得ていた情報—二十八日か遅くとも二十九日—から判断して、イギリスをして宣戦布告という既成事実の前に立たせるのに最大限に確実な日であつた。このことはドイツ政府の意図を極めて鮮明にその行動によつて示したとも解釈され得よう。勿論現実には二十八日一〇時に宣戦布告はなされ、イギリス政府がこの宣戦布告の報道を入手したのは二十八日一八時四五分⁽⁷⁸⁾であつたことを考慮するならば、ドイツ政府は安んじてこの拒否回答を行ひ得たのかもしれない。しかもリヒノウスキーがベートマン及びヤーゴの七月危機における政策に批判的であつたことに思い到るなら、この回答をリヒノウスキーを通じてイギリス政府に通じなかつたことも大いに頷けるし、その点においてもドイツ政府の意図が読み取り得られるかもしれない。以上からダブルゲームにおけるベートマンの計算、意図についてのアルベルティーニの説明は、(3)の壞露紛争についてはこゝでは触れないとして、(1)、(2)に関してはかなり説得力ありと言えよう。

最後にベートマンによつて駐墺ドイツ大使チルシュキに廻された七月二十七日のイギリスの仲介提案がチルシュキによつて如何に取扱われたかを観ておこう。この仲介提案⁽⁷⁹⁾がベートマンから発せられたのが七月二十七日二三時五〇分、受信が翌二十八日五時三〇分、チルシュキよりベルヒートルトに知らされたのが二十八日一三時⁽⁸⁰⁾であり、対セルビア宣戦布告が発せられたのはその二時間前の一一時⁽⁸¹⁾であつた。この受信時刻の五時三〇分とオーストリア政府への伝達時刻の一三時との間の時間的間隔の大きさについて若干の疑惑を禁じ得ない。この伝達時刻は本国政府の指令によつてか、チルシュキ自身の意向によるものかは不明である。しかし本国政府よりの文書から言外の意味を取り出し、ベートマンの意図を洞察することはチルシュキ程の熟練した外交官にとつてそれ程困難ではなかつたかもしれない。

以上イギリスの仲介提案をめぐる独墺関係についての考察から大略次のことが言い得られるであらう。

(1) ドイツ政府はイギリスの仲介提案に関してある一つの意図を以つて、一方ではイギリスに対する他方ではオースト

アにり対するダブルゲームを同時に遂行した。そしてそのドイツ政府の意図とはオーストリアの対セルビア宣戦布告という既成事実の前にイギリスをして立たせることによつてイギリスに仲介工作を諦めさせることであり、それに成功した。(2)更に(1)のドイツ政府の意図とはより根本的には紛争の局地化政策を意味し、イギリスの仲介工作によつて破綻に瀕したにも拘らず、ドイツ政府はあくまでも局地化政策を維持し続けた。(3)イギリスの中立維持についてのドイツ政府の信念に關しては、イギリス政府が今まで取つて来た局地化の立場を今や放棄したことをドイツ政府は承認した。このイギリスの局地化の立場の放棄の承認は論理的にはイギリスの中立維持の不可能性の承認を意味する。しかし七月二十七日の時点においてドイツ政府がイギリスの中立維持不可能性を認めたと断定するにはまだまだ不確定的要素が残されている。

以上の三点を指摘することが可能であらう。しかし七月危機におけるこの時期のフィッシェン論争のテーマである圧力が緊急の勧告かの問題は既述の如くオーストリアの対セルビア宣戦布告をめぐつて展開する。以上三点の指摘はこの中心問題に対しての状況証拠として役立つであらう。次に対セルビア宣戦布告をめぐる独墮關係を考察することによつて本論考を完成させたい。

註

191. in: Deutsche Kriegsziele 1914-1918, Herausgeb. E. W. Lynar. (Lynar じ註)
- (1) F. Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, 1961, Droste Verlag.
- (2) *Journal of Contemporary History*: 3, 1914: The Coming of the First World War, p. 75.
- (3) *Ibid.*, p. 75-76.
- (4) *Ibid.*, p. 76.
- (5) G. Ritter, *Eine Neue Kriegsschuldthese?* H. Z. Bd. (9) Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, Dritte Aufl.
- (6) *Ibid.*, S. 308.
- (7) *Ibid.*, S. 308-309.
- (8) *Ibid.*, S. 309.
- (9) *Ibid.*, S. 310.

1964, S. 108.

- (11) Ibid., S. 107, od. Fischer, Weltpolitik, Weltmachtstreben und deutsche Kriegsziele, H. Z. 199, Heft 2, S. 342.
- (12) Ritter, Staatskunst, Bd. II, S. 382, Anm. 17.
- (13) 「史学」第四十卷四号。
- (14) Julikrise und Kriegsausbruch 1914, Bearb. u. eingeleit. von Immanuel Geiss, 1964. (J. u. K. 45卷) I. Nr. 188. od. Deutsche Dokumente zum Kriegsausbruch 1914, von K. Kautsky 1927. (D. D. 45卷) Nr. 100.
- (15) L. Albertini, The Origins of the War of 1914, 1963, vol. II p. 299.
- (16) 拙稿「サラエヴォ事件より開戦まで」歴史教育十六卷三号、又は拙稿「一九一四年の七月危機における独逸關係」史学第四十卷四号。
- (17) この新聞は半官的性格を有し、半ば官報的存在であつた。
- (18) J. u. K., Nr. 217. od. British Documents on the Origin of the War 1894-1914, vol. XI (B. D. 45卷) 77.
- この論説はドイツ政府の局地化政策の前触れとして、観測気球的な意味を有していたと考えられる。
- (19) J. u. K. I, Nr. 135, od. D. D. Nr. 72.
- (20) Ibid., I, Nr. 36, od. D. D. Nr. 43.
- (21) Ibid., I, Nr. 43, Anm. 2, od. D. D. Nr. 36, Anm. 1.
- (22) J. u. K., I, Nr. 362.
- (23) B. D. XI, 125, p. 124, Albertini, II, p. 390.
- (24) B. D. XI, 77, ヤーナーの論説を知らせて来たルムボルトの報告に附したコメントを参照し。
- (25) D. D. Nr. 118, od. D. D. Nr. 121.
- (26) J. u. K., Nr. 281. D. D. Nr. 157.
- (27) J. u. K., Nr. 349. D. D. Nr. 186.
- (28) B. D. XI, No. 140. D. D. 201, 218, 236.
- (29) J. u. K., Nr. 495 od. D. D. Nr. 258. J. u. K., 4 98, od. D. D. Nr. 265.
- (30) Albertini, II, p. 459.
- (31) Ritter, Staatskunst, II, S. 316, S. 317.
- (32) Laurence Lafore, The Long Fuse, 1965, p. 245.
- (33) Ritter, Staatskunst, S. 313. Fischer, Griff nach der Weltmacht, 3Aufl. S. 83.
- (34) 史学 四十卷 四号。
- (35) Albertini, II, p. 447 以下その表現が用ゐらるる No.
- (36) Lynar, S. 139.
- (37) Ritter, Staatskunst, II, S. 313.
- (38) この電報は七月二十七日一六時三七分に受信された。
- (39) J. u. K., Nr. 491. od. D. D. Nr. 247.
- (40) カイザーは七月二十七日一五時ベルリンに帰つた。この

電報は旅行中のカイザーにベートマンより発せられた最後のものである。

- (41) J. u. K., Nr. 492, od. D. D. 248.
- (42) J. u. K., 432, od. D. D. Nr. 236. イギリスの提案の正式文書は J. u. K., Nr. 464 である。その内容は J. u. K., Nr. 464 より簡潔であるが主旨に変わりはない。
- (43) この会談についての報告は J. u. K., Nr. 530, Nr. 529. この会談が二十七日の何時頃行われたかについて Nr. 529 の電報の発信時刻が一二時五五分となつてゐる故、午前中遅くに行われたと見るべきである。
- (44) J. u. K., Nr. 495, od. D. D. Nr. 258.
- (45) J. u. K., Nr. 497, od. D. D. Nr. 266, J. u. K., Nr. 498, od. D. D. Nr. 265.
- (46) J. u. K., Nr. 504, od. D. D. Nr. 278.
- (47) B. D. XI, No. 236.
- (48) J. u. K., Nr. 503, od. D. D. Nr. 277.
- (49) 七月二十七日中にリヒノウスキーがベートマンに送つた文書は二通ではなく三通である。二通とリッターは書いてゐるがこれは誤りである。
- (50) これはイギリスの仲介提案を本国政府に知らせたりヒノウスキーの電報の発信後に二十七日中に出された後二通のリヒノウスキーの電報を指す。
- (51) Lynar, S. 138-139.
- (52) J. u. K., Nr. 281.
- (53) この電報の発信時刻は七月二十四日二時一二分である。
- (54) J. u. K., Nr. 348, od. D. D. Nr. 171.
- (55) J. u. K., Nr. 341, od. D. D. Nr. 164.
- (56) B. D. XI, No. 122.
- (57) B. D. XI, No. 149, Minutes.
- (58) B. D. XI, No. 149, Minutes.
- (59) B. D. XI, No. 122, B. D. XI, No. 144 においてもニコルソンは同様のことを述べてゐる。
- (60) 筆者は「一九一四年の七月危機における独逸関係」史学第四十卷四号において、これはスチュージェニと表記したが、神奈川県立三宅正樹氏の御教示により本文の如く訂正した。
- (61) J. u. K., Nr. 479.
- (62) 原文は Dementselben となつてゐる。これをウィーン又はイギリスと取るかの解釈の相違がある。ウィーンとする方がより自然と思われる。しかしイギリスとするも全体の主旨はそれ程変化するとは思われなう。Vgl. J. u. K., Nr. 479, Ann. 6, od. Albertini, II, p. 446 Note 2.
- (63) Cf. Albertini, II, p. 446.
- (64) Ritter, Staatskunst, S. 317, Ann. 25.
- (65) 七月二十六日のイギリスの仲介提案は J. u. K., Nr. 432 のリヒノウスキーよりヤーゴに宛てた電報にて示されてゐる提案であるが、これはロンドンでの四ヶ国大使会議提案である。

更に本電報ではこの仲介提案はヤーゴーよりチルシュキに送られ……とあるが、事實は送られることなくドイツ政府によつてイギリス政府に対して拒否された。Vgl. J. u. K., Nr. 492. od. D. D. Nr. 248.

(66) このセジュニ電報の主題であるイギリスの仲介提案が第四回のもので第五回のイギリス提案かは従来から研究家により意見の相違がある。

- (67) J. u. K., Nr. 511, od. D. D., Nr. 279.
- (68) J. u. K., Nr. 504. od. D. D., Nr. 278.
- (69) J. u. K., Nr. 511, od. D. D., Nr. 279.
- (70) Ritter, Staatskunst II, S. 383, Anm. 25.
- (71) J. u. K., Nr. 503, od. D. D. Nr. 277.
- (72) J. u. K., Nr. 496, od. D. D. Nr. 257.
- (73) Albertini, II. p. 450. J. u. K., S. 82.
- (74) Albertini, II, p. 450.
- (75) J. u. K., Nr. 576, od. D. D. Nr. 301.
- (76) B. D. XI, No. 264.
- (77) B. D. XI, No, 264.
- (78) B. D., XI, No. 225. Crakanthrope to Sir Grey.
- (79) J. u. K., Nr. 503, od. D. D. Nr. 277.
- (80) J. u. K., Nr. 650, Mémoire an Tschirschky.
- (81) J. u. K., Nr. 581, od. D. D. Nr. 311.